

要介護高齢者の尊厳に関する一考察

濱崎 絵梨*

A Study on Dignity of Elderly People who Need Care

Eri HAMASAKI

Independence and autonomy are important aspects of the understanding of dignity. They also are important for elderly people. However the concepts of independence and autonomy do not encompass the whole meaning of dignity; there is a limit.

Therefore, this study considers the dignity of elderly people who need care from another side. As the “United Nations principles for Older Persons” shows, a more important aspect of dignity is that the elderly are unconditionally accepted and respected no matter what their physical or mental condition may be.

Key words : dignity, the elderly people who need care, the meaning of old age

はじめに

近年、尊厳という言葉が盛んに用いられている。それは、高齢者の介護現場でも同様である。2005年改正介護保険法に「尊厳の保持」の文言が追加されたことなどは記憶に新しい。しかし、「尊厳とは何か？」と尋ねると、多くの人が答えに窮してしまうのではないだろうか。

ところで、「世界人権宣言」(1948年)第1条の基本原則には、「すべて人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」と謳われている。なるほど、尊厳はすべての人間が平等に有するものであるらしい。

一方で、現代の尊厳理解においては、自律性が重視されている。つまり、理性的な

判断ができる人格という概念が重視されるということである。高齢者の尊厳についても同じように理解されている。もちろん、自分のことを自分で考え、行動していくことは誰もが望むことであろうから、そのことそれ自体に異論があるわけではない。しかし、ひとたび社会全体に目を向けてみると、理性的な判断が困難な人や困難になりつつある多くの人がいることは明白である。

先の「尊厳とは何か？」という問いに対して、「その人の意思が尊重され、その人らしく生きること」といった類の回答ができる人はいくらかいるだろう。それでは、「要介護高齢者の尊厳とは何か？」¹⁾という問いはどうだろうか。人々は、先の問いよりさらに難題であると感じるだろう。つまり、すべての人間の尊厳について説明す

キーワード：尊厳、要介護高齢者、老いの意味

※ 本学人間生活学部人間生活学科

るためには、自立性や自律性という概念だけでは不十分であり、限界があるのだ。

高齢者の尊厳について「高齢者のための国連原則」（1999年）には、高齢者は「尊厳と安全の中で生活し、搾取および身体的あるいは精神的虐待を受けないでいられるべきである。年齢、性別、人種あるいは民族的背景、障害あるいはその他の地位に関わらず、公正な取扱を受け、その経済的貢献に関係なく尊重されるべきである。」と記されている〔国際連合広告センター、1999：56〕。すなわち、尊厳にとってより一層重要なのは、自立性や自律性を超えて、どのような状態であっても一個の存在が無条件に受容され、尊重されるということであろう。

そのことをふまえ、本研究ノートはこれまで高齢者の尊厳において自立性や自律性が重視されてきたことを示した上で、「要介護高齢者の尊厳とは何か？」という先の問いに対して、自立性や自律性という側面ではなく、違った側面からの考察を試みたものである。それは、喪失の時代とも呼ばれる高齢期において、喪失するものを喪失するままに受容していくという側面からの考察である。このように書くと、高齢期をネガティブに論ずることに意味はないといった類の反論が飛んできそうである。しかし、ここで考察するのは、むしろポジティブな側面を持つものであると考えている。すなわち、ホイヴェルス「最上のわざ」のように、高齢者が「この世につなぐくさり」を少しずつ外していく〔ホイヴェルス、1969：308-309〕ことを、苦しみも丸ごとありのままを受け入れ、老いることそのことに意味を見出していくことである。そのような思想こそ、要介護高齢者の尊厳を考えていくうえで重要なのではないだろうか。

1. 高齢者に対する尊厳理解の整理

1963年、高齢者を対象とした社会福祉施策を整備するために「老人福祉法」が制定された。「老人福祉法」に尊厳という言葉は示されていないが、これまで高齢者のみを対象にした法律がなかったことから、すべての高齢者を対象に「福祉を図ることを目的」（第1条）とすることは、高齢者の尊厳について考えていく出発点と言える。

しかし一方で、同じく第1条には、「心身の健康の保持及び生活の安定」が目的として明確に謳われ、高齢者の福祉いわゆる幸せは、健康であり経済的に安定していることとする思想がうかがえる。すなわち自立性の重視である。そのことは、基本的理念（第2条、第3条）²⁾からも明らかである。そのため、自立の困難な要介護高齢者のケアは家族が担うか、それが難しい場合は、収容という名のふさわしい施設や病院において、非専門職によるケアを受けた。

しばらくすると、経済成長重視における医療の急進の中で、高齢者福祉施策は影を潜めることになる。病院のベッド数が著しく増加し、家族による介護を受けることができない要介護高齢者の多くは、病院で医療と介護を受けるようになった³⁾。社会変化と介護の長期化によって、家族による介護も崩壊していき、治療の必要がなく自宅に帰ることもできない要介護高齢者の社会的入院が増加した。死亡場所もこれまでの自宅から病院へと移行し、1975年から1980年にかけて自宅と病院の割合が逆転したことはよく指摘されることである。当時の病院では生命の延長が第一の目標とされた。その結果「意識もなく、管につながれたまま何年も生き続ける」や「回復の見込みがないにもかかわらず、苦痛が長引く」といったことが課題になった。そこで、このような延命治療に対して、生命倫理の分野で高齢者の尊厳が議論されるようになる⁴⁾。

すなわち、自分の治療方針についてはインフォームドコンセントによって自分で決定していくという自律性の重視である。

ところで、1994年6月の朝日新聞連載「付き添ってルポ老人介護の24時間」⁵⁾の記事は、社会に大きな衝撃を与えた。この記事は、当時の病院の「付き添いさん」を密着取材したものだが、「私を縛らないで」や「薬かけませご飯なんか」といった小見出しが書かれ、社会的入院をしている要介護高齢者の悲惨な現状が記された。尿意の訴えに対して、「後で取り換えるから、おしめにしなさい」や「そっち向きなさい」ときつい言葉が続き、最終的にはベッドに縛られる。早く食べさせるためには、出された食事をすべて、おかゆに酢の物、煮物、薬までまぜて食べさせる。といった情景が露わにされた。

これまでの概略から、高齢者の尊厳において重視されてきたのは自立性と自律性であり、それらが困難な要介護高齢者に対する尊厳については、理念上すべての高齢者と謳われながらもほとんど顧みられることがなかったのである。また、ここではこれ以上触れないが、介護者の尊厳も顧みられなかった。

2. 要介護高齢者に対する尊厳理解の整理

要介護高齢者の尊厳に関する本格的な議論が始まったのは、ノーマライゼーション思想が広く一般に浸透し始めたころからと考えられる。

「新ゴールドプラン」(1994年)では、介護サービスの量的整備だけではなく、質的充実の必要性が示され、「すべての高齢者が心身の障害を持つ場合でも尊厳を保ち、自立して高齢期を過ごすことのできる社会を実現していくため、高齢期最大の不安である介護問題について、介護を必要とする者だれもが、自立に必要なサービスを身近

に手に入れることのできる体制を構築すること」が目標とされた〔厚生省、1995：203（強調は筆者）〕。

続く「ゴールドプラン21」(1999年)では、4つの基本方向の1つに「要援護の高齢者が自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう、また、介護家族への支援が図られるよう、介護サービスの質量両面にわたる確保を目指す」と示されている〔厚生省、2000：170（強調は筆者）〕。

既にお気づきだろう。確かに「心身の障害を持つ場合でも」と要介護高齢者の尊厳について示されているが、そこでの目標は「自立した生活」である。これまでの高齢者の尊厳同様、要介護高齢者の尊厳においても、自立性や自律性が重視されてきたことがわかる。

そのことに関連して、2000年に施行された「介護保険法」について、高齢者介護研究会の座長であった堀田は次のような指摘をしている。それは、当初の「介護保険法」の目的は、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」（第1条）支援していくものであり、条文を読めば明らかに「身体面の自立を目標とするものであることがわかる」というものである〔堀田、2005：12-13〕。冒頭で述べたように、「介護保険法」に「尊厳の保持」が目的として謳われたのは、2005年改正によってである。

3. 自立支援に対する一面的理解

ここまで、これまでの高齢者の尊厳と要介護高齢者の尊厳において、いずれも自立性や自律性が重視されてきたことについて述べてきた。しかし、おそらく多くの方は、そのことに違和感を覚えないどころか、大きく頷く人の方が多いだろう。それは、これまで高齢社会に向けて、高齢者に対する否定的な印象を払拭することの重要

性が指摘されてきたことが影響しているのだろう。『厚生白書 平成9年版』では、高齢者に対する定型化された印象（マイナスイメージ）を「老人神話」と呼び、数値データを用いながらそれらが誤りであることをたいそう丁寧に説明している〔厚生省、1997：106-109〕。その後も、「老人＝弱者イメージを打破し、できるだけ多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できる……『活力ある高齢者像』の構築」が目指され社会的に推進されてきたし、現在もされている〔厚生省、2000：160〕。確かにそのことによって、現在では大多数の高齢者が、仕事や趣味などをしながらいきいきと生活できるようになった。

もっとも、「自立支援」が要介護高齢者の支援にとって重要な視点であることは間違いない。「できないこと」ではなく「できること」に目をむけ、なるべく「できること」を増やしていくことは、要介護高齢者本人にとっても、大変喜ばしいことに違いない。しかし、あまりにも身体的に「できること」や「できるようになること」のみが評価されるのである。とにかく要介護状態にならないように、要介護状態になったとしても、その状態を維持・向上させていくことに全力が尽くされる。「そんなことするより、ゆっくりしたい。」「そんなこと言わずに、頑張りましょう。」幾度となく、このようなやり取りが繰り返される。まるで、「できなくなること」は絶対的に避けられなければならないかのように、自立支援の概念が理解されている。

この違和感は、「年齢の無視や老いからの逃避」〔黒井、2006：5〕の延長上にあるものとも考えられる。誰かのケアを受けることなく、「活力ある高齢者」でいることがいいことである。ということは、必然的にその反対である要介護高齢者は否定的なものとして理解される。しかし、そのよ

うな理解は、「生産と成長とを基軸とする産業社会を深く規定している時間観念と連動するなかで象られてきた」大変狭い固定観念である〔鷺田、2003：79〕。つまり、産業社会は仕事を軸にしているがゆえに、まずは有用性や生産性、効率性というものが評価の規準となり、その営みに参与しない者は、無駄や無意味としてしか思い描かれないということである〔鷺田、2003：224〕。これは、社会が「する」ということを価値基準にしているということであり、ゆえに、「老いるということはひたすら『する』の世界が縮小していく過程をたどることだ」という認識を超え出することは不可能」なのである〔三好・芹沢、2003：16-17〕。まさしく現代社会は「老いの空白」〔鷺田、2003〕という老いの居場所のない、老いをマイナスとしかとらえることのできない、老いに意味を見出すことのできない社会である。

確かに現代では、先にも述べたように、多くの高齢者がかなりの高齢になるまで、自立した生活を送ることができるようになった。しかし、忘れてはならないことは、依然として、老いやその先にある死は、変えることのできない人間の本质であり、私たちはまさしく、老いや死を背負って生きているということである。そうであるならば、老いから逃避するのではなく、老いの現実である「喪失する」「できなくなる」ことに意味を見出していくことも、要介護高齢者の尊厳を尊重するうえで重要なのではないだろうか。

4. 要介護高齢者の身体拘束や虐待

ところで、2000年に施行された「介護保険法」には「身体拘束の禁止」という重要な基準が設けられた。指定介護老人福祉施設など「介護保険法」の指定を受ける施設は、運営基準において「当該入所者又は他

の入所者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。」(「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第11条、第4項)と規定されている。この身体拘束禁止規定によって、これまで安全を理由に当たり前とされてきた要介護高齢者への身体拘束が、明確に禁止されることになった。

同時に、福祉制度の根幹である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へ改正され、基本理念において「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨」(第3条)とすることが謳われた。2005年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止法」が制定され、「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である」(第1条)と謳われた。次々とさまざまな法律の目的に「尊厳の保持」が明記されていった。

それぞれの法の目的から解するに、身体拘束や虐待は、要介護状態の悪化を招くものとして禁止されている。つまり、「尊厳が侵害される」というときの尊厳はやはり、自立性や自律性が侵害されると読み替えることができる。要介護者の尊厳を保持していくための「成年後見制度」も、認知症などで判断能力が低下した者の自律性を補完するものとして規定されている。

もっとも、これらの議論によって、これまで当たり前のように行われてきた、「危険だから縛る」といった行為が身体拘束であり、また、「どうせ年寄りだから、寝たきりだから、認知症で分からないから」と隠されてきた種々の虐待が、尊厳を侵害するものであるという意識が浸透したことは、要介護高齢者の尊厳を考えていく上で

大変評価すべきことである。身近なところでは、岡山県が行った調査でも意識の高まりが見て取れる⁶⁾。要介護高齢者のケア現場においても実践研究として、要介護高齢者の尊厳について議論されるようになってきた。この点については今後もさらなる議論が期待できるだろう。

5. 要介護高齢者の尊厳を考える

少し古いが大井は『終末期医療Ⅱ』(1993年)で、高齢者や末期患者のQOLは、健康な人が低いだろうと感じているよりも、基本的には上であることが多いことを実証研究データを用いながら指摘している。それは、健康な人は多くを望むが、高齢者は少なく望むため、むしろ、日常のことにたいし、健康な人が感じ得ない喜びを感じるようになるといった単純明快な議論であるが、妙に説得力がある。なぜなら、多くの要介護高齢者に「望むこと」を尋ねると、「よう生きたし、毎日ご飯食べて、お迎えが来るのを待つだけじゃ。こうしてようしてもらえてありがたい。」といった趣の返事が返ってくるからである。加えて大井は、QOLを考える際に倫理意識が重要であることを指摘した上で、日本人のQOLに重要な視点は、アメリカの自立という考えではなく、人間関係の良好さであるとも指摘している。

近年、自らが高齢期を生きる著者によって、「老い」について考えるための多くの著書が出版されている。それは、喪失の時代である高齢期をどのように過ごすのか、老いの意味について考えていく趣のものである。例えば曾野は、「老年は、1つ1つ、できないことを諦め、捨てていく時代」であり、できなくなっていくことに合わせた生き方を創出していくことの重要性を指摘している[曾野、2010:98]。まさしく、老いや死から逃避するのではなく、謙虚に

変化を受け入れていく姿である。

すなわち、個人差はあるものの、避けようとしても必ず訪れるその時に、老いの変化をまず、高齢者本人が謙虚に受け入れていくこと、そして、まわりも老いの先にある死へとむかう準備が始まったのだと受け入れていくことから、要介護高齢者の尊厳ある生活がはじまるのではないだろうか。

『くじけないで』(2010年)という詩集がベストセラーになっている。もうすぐ100歳を迎えようとしている著者の詩集である。その中の2つの詩を紹介する。

一つ目は、「生きる力」、
「九十を越えた今 一日一日が
とてもいとおいし
頬をなでる風 友からの電話
訪れてくれる人たち
それぞれが 私に 生きる力を
与えてくれる」

二つ目は、「忘れる」、
「歳をとるたびに いろいろなものを
忘れてゆくような 気がする
人の名前 幾つもの文字 思い出の数々
それを 寂しいと 思わなくなったのは
どうしてだろう
忘れてゆくことの幸福 忘れてゆくこ
とへの あきらめ
ひぐらしの音が 聞こえる」

著者の詩に人々が魅せられるのは、確かに、100歳になろうとする著者が他者のケアを受けながらも、自律して生活している姿という面もあるだろう。しかし、この2つの詩からは、生かされている人間という根源的理解と、喪失していくことの意味、いわゆる老いの意味について得心している姿が伝わってくる。冒頭で引用したホイヴェルス「最上のわざ」が思い出され、まさしく「人間が単純さを取り戻し、観想に向かう」姿と言えよう [カトリック中央協議会、1999: 15]。だからこそ、人は、著者の詩

に魅せられ、さわやかな気分になるのだ。

このことは、鷺田の言う「弱さのちから」 [鷺田、2001] に通ずるものがある。つまり、要介護高齢者の姿から「存在することが、行動することや所有することにまさる」といった人間の本質について考え、人間の尊厳について体得していくことができるのではないだろうか。

おわりに

本研究ノートでは、これまで高齢者の尊厳において自立性や自律性が重視されてきたことを述べてきた。しかし、それは尊厳の一面的理解にすぎない。国連原則にも示されているように、尊厳において一層重要なことは、自立性や自律性を超えてどのような状態であっても一個の存在が無条件に受容され尊重されるということである。つまり、高齢者の場合、自立性や自律性という側面だけではなく、死へとむかう老いの現実である「喪失する」や「できなくなる」姿がありのままに受け入れられ、尊重されるという側面からの理解が必要である。「存在の論理」の側面からの理解とも言える。そのことは、老いの捉えなおしの議論と密接に関連する。すなわち、老いによる変化を肯定的に評価する思想が構築されることが、要介護高齢者の尊厳を尊重するために必要である。

これは「高齢者だから仕方ない」というあきらめの議論ではない。ゆっくりとこの世のくさりを外していく姿に、老いの意味を見出していくことである。

今後は、引き続き要介護高齢者の尊厳について考察を進めていくために、「喪失する」「できなくなる」という老いの変化を肯定的に理解する思想や、存在することが、行動することや所有することにまさるといふ「存在の論理」の思想をいかにして築き上げていくことができるのかについて考え

ていきたい。そのための方向性がこの研究ノートで示された。それは、それらを教えてくれるのは「弱さのちから」をもつ要介護高齢者であるという視点である。つまり、要介護高齢者に接することによって、さらにケアによる相互関係を経験することによって、尊厳という言葉は抽象的ではなく、具体的に体得していくことができるのではないかという方向性である。

そしてそれは、「ケア行為における反転」によってもたらされるだろう。つまり、「ケアにあたるひとがケアを必要としているひとに逆にときにより深くケアされ返すという反転が。より強いとされる者がより弱いとされる者に、かぎりなく弱とおもわれざるをえない者に、深くケアされるということが、ケアの場面ではつねに起こる」という経験を通して体得されていくということである [鷺田、2001:175]。ケア行為は、一般的に一方の営みとして「してあげる」行為としてしか理解されない。しかし、ケアの双方向性を経験することによって、「存在の論理」に基づく要介護高齢者の尊厳を理解することができるのではないだろうか。

注

- 1) 「要介護高齢者」と一言でいっても、その状態はかなり多岐にわたるものであり、軽度の介護を要する高齢者から、重度の介護を要する高齢者までさまざまである。本研究ノートで用いる「要介護高齢者」は、比較的重度な介護を要する高齢者であり、特に認知症などによって判断能力の低下している高齢者とする。
 - 2) 「老人福祉法」第2条「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」
 - 3) もっとも、これには医療面からの要因だけではなく、特別養護老人ホーム数の圧倒的な不足や、慈恵的イメージの強い特別養護老人ホームよりも病院の方が世間体がよいといった福祉面の要因も影響している [木村、1996:23-24]。
 - 4) このころから、生命の延長を第一の目標として進められた延命治療などに対して、生命倫理の分野で高齢者の尊厳について議論されるようになっていった。例えば、『昭和58年版 厚生白書』（1983年）では、「医療技術の進歩と倫理的諸問題」の中で、「末期の患者の生命を延長させる医療行為が時としては人間としての尊厳を損ねることにはならないか」といった疑問から、そのような医療行為の倫理的意義が問われている」と指摘されている [厚生省、1983:27-28]。
- また、『厚生白書 昭和59年版』（1984年）でも、「生命倫理問題」として、ターミナルケアについて「医学医術の進歩により、相当高度な延命治療も可能となってきているが、例えば、がん等の末期段階において患者にとって苦痛となるような延命治療を続けるのは人間の尊厳を損なうのではないかとの声がある。これまで医療は、生命の延長を第1の目標として進んできたが、未

期医療の問題は、医療にとって延命治療が全てではないのではないか、患者の意思、人間性を尊重して医療が行われるべきではないかという疑問が投げかけられたと言えよう。」と指摘されている [厚生省、1984：33-34]。

- 5) 朝日新聞朝刊、1994年6月1日～6月18日にかけて10回シリーズで連載された。「私を縛らないで」は、6月3日、「薬かけませご飯」は6月4日にそれぞれ小見出しで記されている。
- 6) 岡山県では、介護保険制度によって身体拘束が原則禁止されて以後、平成14年度と平成16年度の2回にわたり、身体拘束に関する実態調査を実施している。その結果によると、平成14年度調査では、全体の20.6%の高齢者に対して身体拘束が行われていたが、平成16年度では、全体の6.9%と減少している。また、身体拘束にあたりとされている行為について、平成14年度調査では、半数程度しか認識されていなかったが、平成16年度調査では、ほぼ100%の施設で身体拘束であると認識している。

(岡山県ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-41109.html> 2011/9/14閲覧)

引用文献

- 大井玄 [1993] 『終末期医療Ⅱ』 弘文堂
- カトリック中央協議会 [1999] 『教皇庁 信徒評議会 高齢者の尊厳と使命』
- 木村栄 [1996] 『どこでどう老いるか』 講談社
- 黒井千次 [2006] 『老いるということ』 講談社
- 厚生省 [1983] 『厚生白書 昭和58年版』 大蔵省印刷局
- 厚生省 [1984] 『厚生白書 昭和59年版』 大蔵省印刷局
- 厚生省 [1995] 『厚生白書 平成7年版』 厚生問題研究会
- 厚生省 [1997] 『厚生白書 平成9年版』 厚生問題研究会
- 厚生省 [2000] 『厚生白書 平成12年版』 ぎょうせい
- 国際連合広告センター [1999] 『高齢化に関する国際行動計画および高齢者のための国連原則』
- 柴田トヨ [2010] 『くじけないで』 飛鳥新社
- 曾野綾子 [2010] 『老いの才覚』 KKベストセラーズ
- ホイヴェルス・ヘルマン [1969] 『人生の秋に』 春秋社
- 堀田力 [2005] 「介護の制度の見直しに求められる高齢者の尊厳という視点」『法律文化』 17巻1号：12-15、東京リーガルマインド
- 三好春樹・芹沢俊介 [2003] 『老人介護とエロス』 雲母書房
- 鷺田清一 [2003] 『老いの空白』 弘文堂
- [2001] 『〈弱さ〉のちから』 講談社